

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年11月24日

担 当	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部安全課
	課長 佐藤 浩一 主任産業安全専門官 衿 裕美
	代表電話：011-709-2311（内線 3551） 直通電話：011-788-5460

報道関係者 各位

「北海道冬季ゼロ災運動」を展開します

取組期間：12月1日から3月31日まで

北海道労働局(局長 ^{みとみ のりえ} 三富 則江)では、例年、冬季において、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多発していることから「北海道冬季ゼロ災運動」を実施し、これらの災害防止に必要な、事業者及び労働者が取り組むべき具体的事項を幅広く水平展開します。

1. 取組期間

令和5年12月1日 から 令和6年3月31日 まで

2. 主唱者

北海道労働局、各労働基準監督署(支署)

3. 実施者

事業者

4. 取組内容

- (1) 転倒災害防止対策
- (2) 交通労働災害防止対策
- (3) 雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害
- (4) 一酸化炭素中毒防止対策

【添付資料】

「北海道冬季ゼロ災運動」リーフレット

「STOP！転倒災害」リーフレット

北海道冬季ゼロ災運動

～ 冬季特有の労働災害を防止しよう～

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間

令和5年12月1日
～令和6年3月31日まで

重点災害

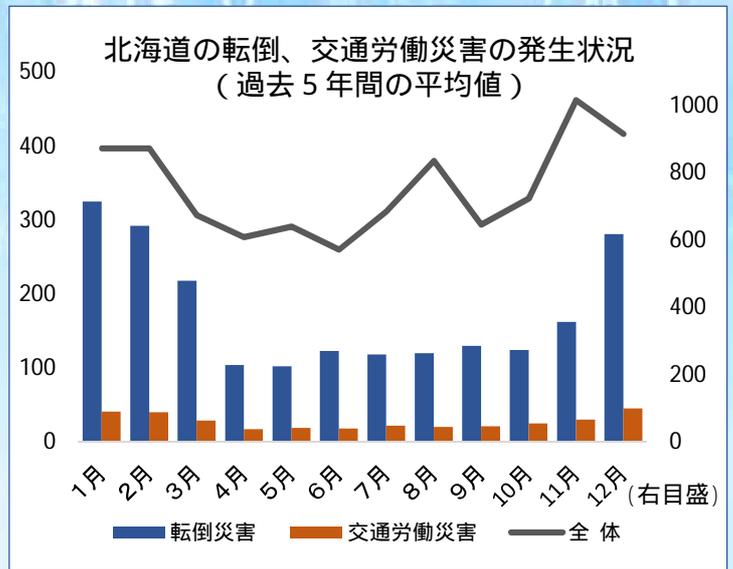
- ・転倒災害
- ・交通労働災害
- ・雪下ろしの際の墜落災害
- ・除雪作業時の重機災害
- ・一酸化炭素中毒



取組内容

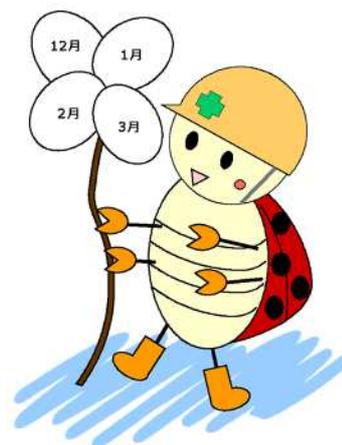
共通事項

- 1 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講じること。（リスクアセスメント）
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。



転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講じること。
- 2 滑りにくい靴を使用し屋内に入る場合は、靴裏に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 スマートフォンを見ながら歩いたり、ポケットに手を入れて歩かないこと。



北海道労働局冬季転倒災害防止
イメージキャラクター
てんとう防止君

雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 1 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- 2 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- 3 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 4 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 5 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講じること。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- 2 やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。



STOP 転倒災害(事例)

概要 1 死亡災害 2月 午前8時発生

駐車場で車を降りた際に、凍結路面に足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。

防止対策

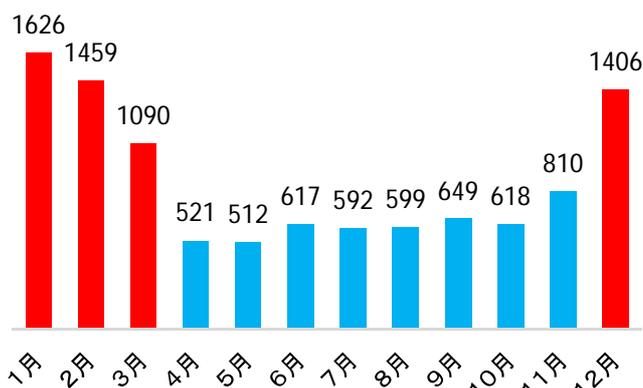
- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

こんな場所は要注意!

- ▶ 凍結路面
- ▶ 再凍結した場所
- ▶ 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- ▶ 交差点の手前(横断歩道)
- ▶ 薄っすらと雪が積もった道路
- ▶ 屋外階段



転倒災害発生状況(H30~R4)



STOP 除雪作業に伴う災害(事例)

概要 1 死亡災害 12月 午前10時発生

屋根の上へ上がって雪落とし作業を行っていたところ、足元の雪が滑り出し、雪とともに地上に落下し雪に埋もれた。

防止対策

- ・ 墜落防止のために、墜落制止用器具を使用する等墜落防止措置を講ずること。
- ・ 気温が高く、雪が融けて滑りやすい場合には作業を中止



概要 2 死亡災害 1月 午前8時発生

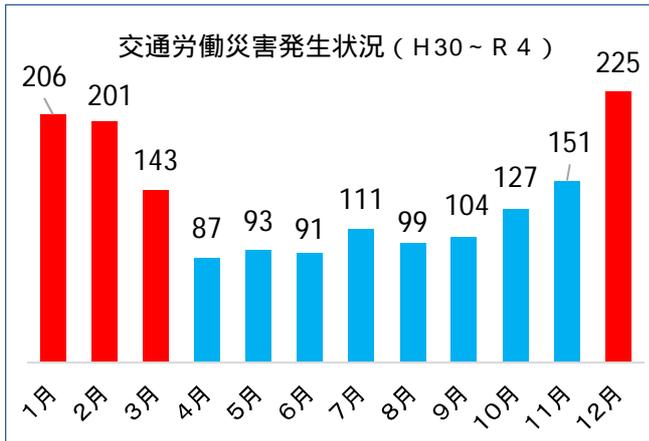
トラックの荷台に雪を積込むための準備作業をしていたところ、荷台上で作業していた労働者にドラグ・ショベルのバケットが接触した。

防止対策

ドラグ・ショベル等の重機の可動範囲に労働者を立ち入らせないこと。



交通労働災害（事例）



概要 1

○死亡災害 12月 午後3時 発生
凍結路面でスリップして、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の乗用車に正面衝突した。

防止対策

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。

概要 2 休業 2月 午前8時 発生

吹雪のため視界が悪い中、前方に停車していた車両の発見が遅れ、追突した。

防止対策

気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。

また、走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにする、状況に応じて安全な場所へ退避すること。



一酸化炭素災害（事例）

概要 1 死亡災害 1月 午後零時 発生

ガソリンエンジン式コンプレッサーを使用して室内の塗装業務を行っていた作業員が一酸化炭素中毒で倒れた。

防止対策

換気が不十分なところでエンジン式コンプレッサー（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。



概要 2 休業災害 3月 午後4時 発生

室内でエンジン式高圧洗浄機を使用して排水管洗浄作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒になった。

防止対策

換気が不十分なところでエンジン式高圧洗浄機（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。



！ 3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの 約6割 が 休業1か月以上 のケガです！！

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



転倒災害は、大きく3種類 に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省北海道労働局では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進を図っていますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合しましょう！

< 転倒等リスク評価セルフチェック票はこちらから >

